

阿南工業高等専門学校事務協議会規則

(平成16年4月1日)

(規則第36号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校事務協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 事務の管理運営に関する事項
- (2) 事務簡素合理化に関する事項
- (3) その他事務運営に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務部長
- (2) 課長
- (3) 課長補佐
- (4) 係長

(議長)

第4条 会議に議長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を招集する。
- 3 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、決議することができない。

- 2 議会の議事は、出席員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、会議に以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校事務簡素合理化検討委員会要項(昭和59年2月10日要項第2号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。